

# 鬼塚洋徳税理士事務所 報酬料金規定 1

## (月次顧問契約)

※消費税別

※当事務所指定のシステム (freee会計及びfreee人事労務) 利用契約を前提 (利用料は別途)

※年商基準 給料支給人数基準及びオプション (月額加算) とも 決算ごとに更新

令和8年3月現在

区分	月額顧問料 (税務会計顧問)		左記 (基本契約) に含まれる業務
	年商基準	給料支給人数基準	
個人事業者	新規開業 (事業承継等を除く) 年商 (売上 収入金額) 1,000万円以下 ※消費税免税事業者に限ります	10,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>決算業務 ※記帳代行の場合は別途 決算報酬が必要 ※自計化の場合は記帳や取引資料の状況などによって別途 決算報酬を請求する場合があります (月次報酬合計×3~6月分)</li> <li>契約期間中に申告 (申請) 期限が到来する各税務書類の作成及び提出を想定しています 【申告所得税】 【法人税】 【消費税】 【法定調書合計表】 【給与支払報告書】 【償却資産申告書】 【源泉所得税】</li> </ul>
	年商5,000万円以下	20,000円	
	年商5,000万円超	30,000円	
	年商1億円超 (5,000万円ごとにご相談)	50,000円~	
法人	新規開業 (法人成り等を除く) 年商 (売上 収入金額) 1,000万円以下 ※消費税免税事業者に限ります	20,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>年末調整</li> <li>税務 (会計) 相談</li> <li>記帳指導</li> <li>ご希望による不定期訪問</li> <li>税務調査立会: 基準日数 2日 (回)</li> <li>電話やChatwork (チャット音声 ビデオ通話) のほか 画面共有や遠隔操作によるサポートを含む</li> </ul>
	年商5,000万円以下	30,000円	
	年商5,000万円超	40,000円	
	年商1億円超 (1億円ごとにご相談)	60,000円~	
	年商5億円超 (1億円ごとにご相談)	100,000円~	
共通オプション	毎月 (年12回) 指定日定期訪問監査	50,000円~	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月 (隔月) 第●○曜日などの定期訪問監査</li> </ul>
	隔月 (年6回) 指定日定期訪問監査	30,000円~	
	継続的な経営革新等支援機関業務	業務内容により見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業承継税制」や「各種経営 (導入) 計画」などの支援業務内容により 年商基準×100%~を月額加算</li> </ul>
	記帳代行業務 (別途 決算報酬)	業務内容により見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>年商基準×100%~を月額加算</li> <li>別途 決算報酬 (月次報酬合計×3~6月分)</li> </ul>
	給与明細作成代行業務	業務内容により見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務内容により 給与明細1人あたり2,000円~を月額加算</li> </ul>

**【参考】**

- 個人事業者に土地 建物の譲渡など臨時的な所得があった場合は「報酬料金規定2」の該当項目を申告月等に加算
- 複数事業 部門管理 複数店舗 (支店等) は ご相談

**【各種代行業務がない場合の月次顧問契約報酬料金例】**

**【個人事業者】**

【例1】	【例2】	【例3】
売上600万円 消費税免税事業者 給料支給なし	売上2000万円 給料支給1名	売上7000万円 給料支給7名
月額10,000円	月額20,500円	月額33,500円
年額120,000円	年額246,000円	年額402,000円

**【法人】**

【例4】	【例5】	【例6】
売上800万円 消費税免税事業者 給料支給1名	売上4000万円 給料支給5名	売上7000万円 給料支給3名
月額20,500円	月額32,500円	月額41,500円
年額246,000円	年額390,000円	年額498,000円

# 鬼塚洋徳税理士事務所 報酬料金規定 2

(顧問契約が無い方 所得税 贈与税 相続税)

※消費税別

※本規定による所得税 消費税 贈与税の確定申告のご依頼は年内(12月まで)の受付

※業務内容や各種実情等を考慮しご相談のうえ決定(見積)

令和8年3月現在

基本報酬		20,000円	
税務調査立会		基準報酬額： 基準日数2日(回) 100,000円～(ご相談)	以降の顧問契約を前提としてご依頼に対応
個人のみ対応(法人は顧問契約「報酬料金規定1」となります)			
所	事業 不動産(事業的規模) 雑所得 (営業 農業 アパート 太陽光発電など)	報酬料金規定1(顧問契約あり)で計算した月額×12 ※消費税の確定申告書の作成提出を含む	以降の顧問契約を前提としてご依頼に対応
	所得加算		
得	不動産所得(業務的規模5棟10室未満)	30,000円～	顧問契約に限らず対応
	雑所得(事業所得に至らないもの)	30,000円～	
	利子 配当 給与 雑(公的年金 その他) 一時退職の各所得 各支払先当たり	10,000円	
	総合譲渡(土地 建物以外) 所得	30,000円～	
	山林所得	譲渡価額のおおむね1.0% (50,000円～)	
	分離譲渡(土地 建物) 所得		
	分離譲渡 雑等(金融取引) 所得		
	分離譲渡(土地 建物) 特例適用案件	上記報酬料金の100%～加算	
税控除加算			
税	雑損控除	10,000円	顧問契約に限らず対応
	医療費控除	10,000円	
	住宅借入金等特別控除(居住開始年分のみ)	10,000円	
源泉所得税	年末調整 給与支給人員1名あたり	10,000円	以降の顧問契約を前提としてご依頼に対応
	給与支払報告書(1市町村あたり)	30,000円	
	法定調書合計表		
贈与税		顧問契約に限らず対応 財産価額(特例適用前)のおおむね1.0% (50,000円～)	
相続税		顧問契約に限らず対応 財産価額(特例適用前)のおおむね1.0% (500,000円～) ※相続開始後6箇月以内のお申し込みに限り対応	

## 【申告書作成(顧問契約なし)の報酬料金例】

【例1】 サラリーマンの住宅ローン控除		【例2】 サラリーマンが先祖代々の土地(800万円)を譲渡		【例3】 サラリーマンが相続した実家を貸し付け		【例4】 サラリーマンが年金を受給し医療費控除	
基本報酬	20,000円	基本報酬	20,000円	基本報酬	20,000円	基本報酬	20,000円
給与所得	10,000円	給与所得	10,000円	給与所得	10,000円	給与+雑所得	20,000円
住宅借入金控除	10,000円	分離譲渡所得	80,000円	不動産所得	30,000円	医療費控除	10,000円
合計	40,000円	合計	110,000円	合計	60,000円	合計	50,000円